仕　　様　　書

１　件　名

植物公園カラーデジタル印刷機の賃貸借

２　カラーデジタル印刷機の条件

⑴　別紙「機器仕様書」の条件を満たすこと。

⑵　賃貸借期間中における修理部品の供給が可能であること。

３　カラーデジタル印刷機の納入・設置場所及び数量

広島市植物公園

広島市佐伯区倉重三丁目４９５番地

カラーデジタル印刷機　１台

４　納入、設置

⑴　搬入、設置を行う日程は、発注者と協議すること。

⑵　搬入から設置に至るまで、全て受注者において行うこと。

５　納入期限

令和３年７月１日

６　賃貸借期間

令和３年７月１日から令和８年６月３０日まで（６０か月）

７　検査受領

設置後、発注者が使用できる状態に調整を完了したのち、速やかに発注者の検査職員に報告し、検査職員立会いのうえ検査を受けること。

８　保守内容

⑴　受注者は、賃貸借期間中、カラーデジタル印刷機（以下「機器」という。）が正常に動作するよう必要な保守（動作確認、必要な部品の交換、機械の清掃、修理及び調整等の整備）を行うこと。

⑵　保守に関する一切の経費（部品代、出張費及び技術料を含む。）は、受注者の負担とする。

⑶　受注者は、発注者から故障等の連絡を受けたときは、速やかに原因を調査し、これを修理する等適切な処置を行い、その結果について発注者に報告するものとする。

⑷　機器に故障が発生し、修理等に日数を要し発注者の業務に支障が生じるときは、その期間中代替機を設置すること。

⑸　交換して不要となった部品等については、受注者が適正に廃棄処分するものとする。

９　機器の撤去

⑴　賃貸借期間満了後、受注者は、発注者と日程等を協議し、機器を撤去するものとする。

⑵　撤去する機器に記録しているデータがある場合は、復元できないよう、発注者と協議の上、専用ソフトを利用するなど確実な方法で完全に消去するものとする。

⑶　⑴から⑵の実施に係る一切の経費は、受注者が負担するものとする。

10　その他

本件に関する疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。また、協議後に、受注者は協議録を作成し、発注者に提出するものとする。